



2018年8月13日

各 位

会 社 名 ヤマトホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 雅喜
(コード: 9064、東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 IR 戦略担当 樫本 敦司
(TEL. 03-3541-4141)

2019年3月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出決定のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、2019年3月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑ならびにご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書
2019年3月期第1四半期報告書
2. 延長前の提出期限
2018年8月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2018年9月14日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、当社の子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社における法人のお客様への不適切な請求があった事態を受けて社内調査を進め、2018年7月24日に「法人のお客様向け引越サービスにおける不適切な請求に関する社内調査の結果および今後の対処について」を对外発表しております。

当該对外発表において公表しましたヤマトホームコンビニエンス株式会社における法人のお客様向けの引越サービスでの不適切な請求に関し、2019年3月期第1四半期決算において、社内調査の結果を踏まえた見積り影響額として、31億4百万円を計上いたしました。

当該見積り影響額については、社内調査の結果に基づき合理的に見積ったものですが、調査委員会による詳細な調査が進む中で、当該調査結果や顧客との交渉状況等が決算に与える影響を慎重に見極めた上で決算数値を確定させ、2019年3月期第1四半期報告書を提出することが最善であると判断いたしました。

これにあわせて、過年度の連結財務諸表に与える影響の検証や、2019年3月期第1四半期報告書に対する監査法人による追加的な四半期レビュー手続が必要なことから、当該報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上